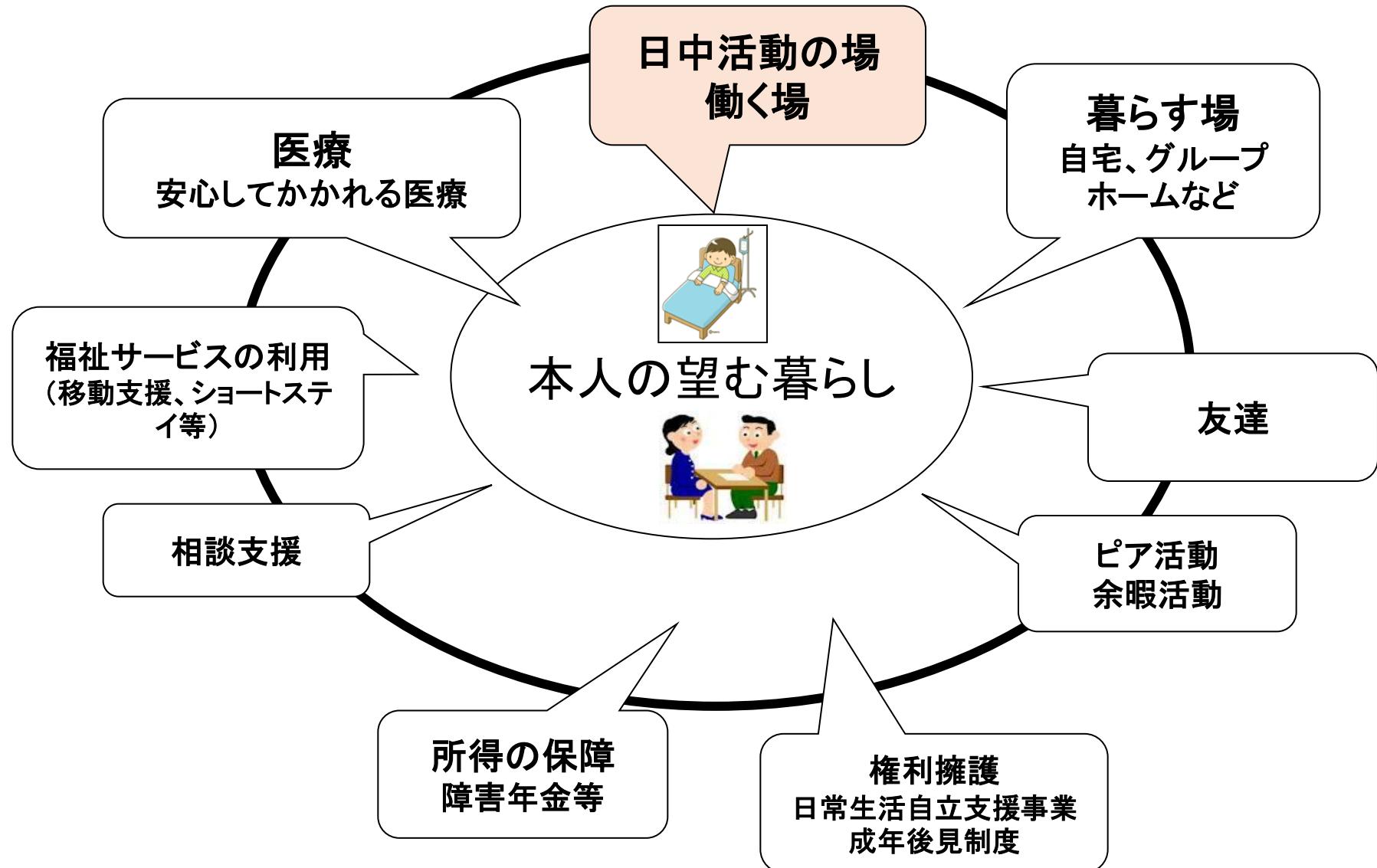


北大津養護学校PTA研修会2025 第2弾

卒業後の日中活動

大津市立やまびこ総合支援センター内基幹相談調整センター
主任相談支援専門員 松岡啓太



働く、通う

養護学校義務化

- 1947年の学校教育法において、障害児を対象とする教育機関として特殊教育諸学校、特殊学級が、普通学校とは別に特殊教育制度として定められた。ところが、養護学校の設置は戦後の政策によって、普通学校の後に回され、法令の上でこそ存在したもののは現実には1校も存在していない状態でした。
- このような中では特殊学級で教育を受けるものもあったが、多くの障害児は特殊学級がない場合は普通学校に就学するか、就学義務猶予・免除、または施設で暮らしていました。
- その後、1954年に「公立養護学校整備特別措置法」が成立し、国の補助金で、養護学校に関する費用を一部負担するようになった結果、養護学校が増設された。こうして1973年11月20日付で、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施行期日を定める政令」が公布され、1979年4月1日に養護学校の義務制が施行されました。

作業所運動

- 特別支援学校を卒業したものの、障害があるため、進路が決まらなかったり就業が継続できなかったりしている地域の障害者を対象に、働く場や生活・交流の場の確保をめざす場所を障害者団体や障害者の親・家族の会、ボランティアなどの関係者が立ち上げていました。
- 1969年に名古屋で知的障害者の施設として、「ゆたか作業所」ができたのが始まり。その後、養護学校卒業後の進路先として、1980年代から全国的に広がりました
- 滋賀県では作業所は、障害者の療育の場・発達保障の場という考え方と共同体としての共働労働の作業所の2つの流れがありました。
- 2006年10月から「障害者自立支援法」によって新たなサービス体系となり、共同作業所は主に地域活動支援センター・就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、生活介護への移行が行われました。

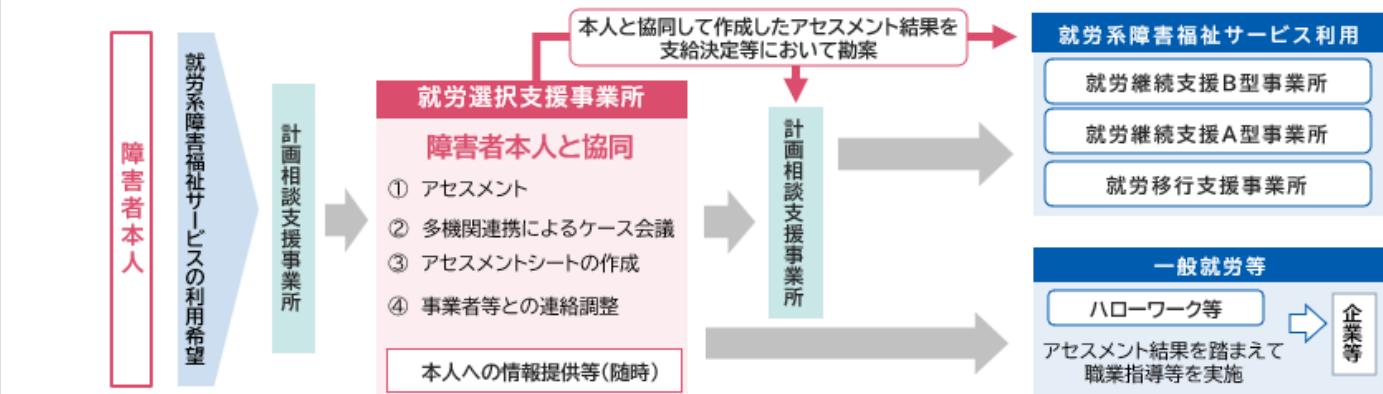
		障害福祉サービス				
	一般就労 (障害者雇用)	就労継続A型	就労継続B型	生活介護	自立訓練 (生活訓練・機能訓練)	就労移行支援
目的など	障害者雇用枠では一人ひとりの状況や特性を配慮した上で採用が行なわれます。	一般企業での就労が困難な人に働く機会を提供し、必要な訓練を行う。		一定の支援が必要な方に、日中活動を提供する場。	身体機能や生活能力の訓練を行う。 2年間限定（1年延長あり）	就労に向けたトレーニングのほか、職場探しなど就労への支援を行う。 2年間限定（1年延長あり）
賃金	最低賃金以上	賃金ではなく、工賃。滋賀県の平均工賃は令和5年度で24,923円(月)です。		デイサービスのように、作業自体がなく、入浴やレクを実施している場合もあれば、個に応じた作業を行う場合もある。	訓練なので、基本的に工賃は発生しない。	
利用の要件	障害者雇用の場合 は障害者手帳所持	障害者手帳所持、難病または障害の診断書。		障害者手帳所持、 難病または障害の診断書かつ障害支援区分3以上	障害者手帳所持、難病または障害の診断書。	
契約	雇用契約		障害福祉サービスとしての利用契約			
相談窓口	ハローワーク 働き暮らし応援センター（注2）		行政の障害福祉の窓口 障害者相談支援事業所			

令和7年10月から開始される新しい就労系障害福祉サービス 「就労選択支援」のご案内

令和7年10月1日から、障害者本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する「就労選択支援」が開始されます。

就労選択支援の主な内容

- ① 作業場面を活用した状況把握(アセスメント)
短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性等の評価や意向等を整理します
- ② 多機関連携によるケース会議
利用者や関係機関を招集して多機関によるケース会議を開催します
- ③ アセスメントシートの作成
アセスメントやケース会議を踏まえアセスメント結果を作成し、利用者や相談支援機関等に伝えます
- ④ 事業者等との連絡調整
アセスメント結果を踏まえ、関係機関等との連絡調整を行います



障害福祉サービスにおける就労支援の流れ

下記の場合は必須です。

* 令和7年10月以降B型事業を利用する場合

(雇用契約に基づく就労経験のある方、50歳以上の方、障害基礎年金1級受給の方を除く)

* 令和9年4月以降、A型事業を利用する場合

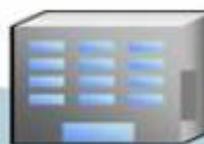
就労選択支援事業所によるアセスメント



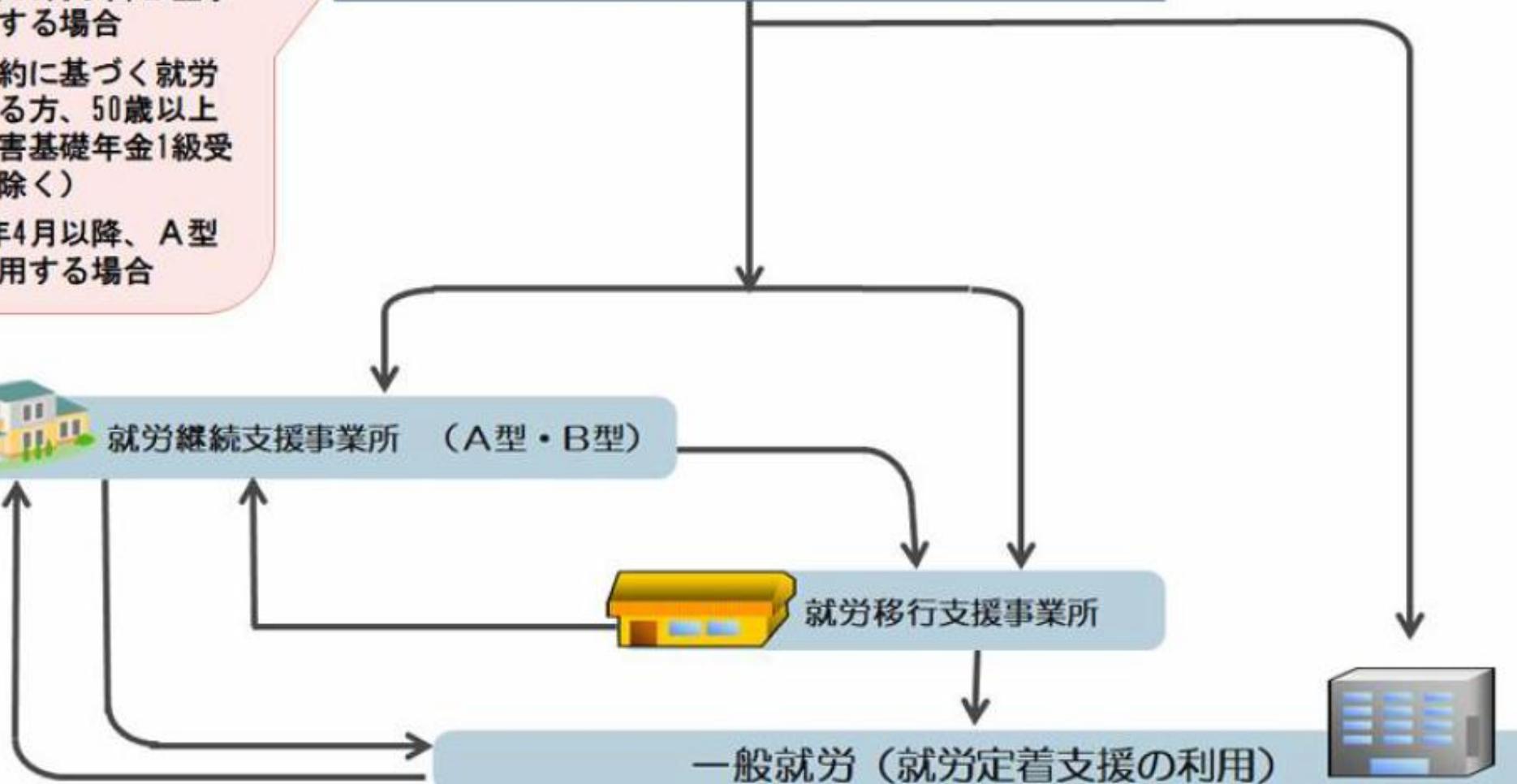
就労継続支援事業所
(A型・B型)



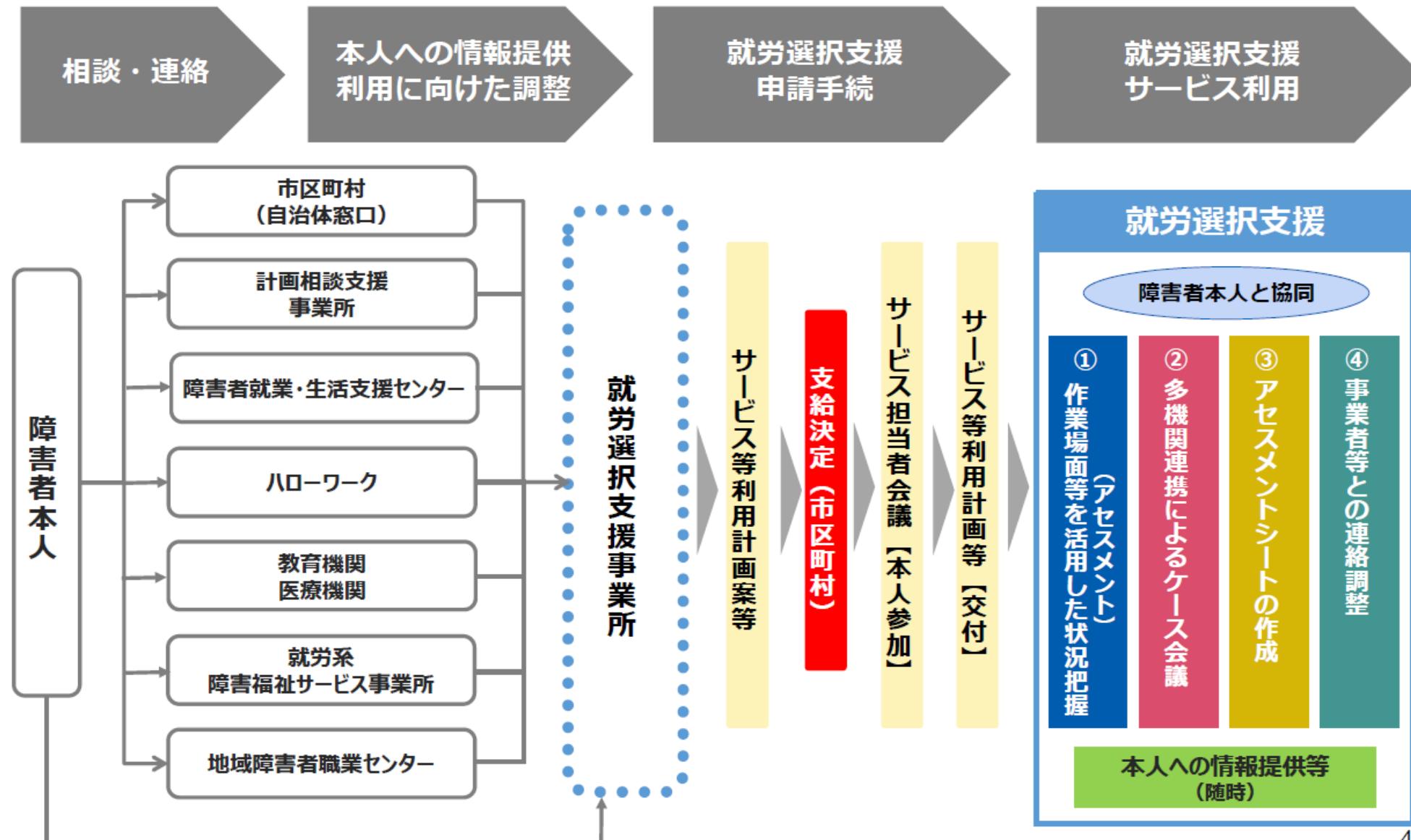
就労移行支援事業所



一般就労（就労定着支援の利用）



就労選択支援サービス利用までの流れ②（イメージ）



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約1,165万人^(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約487万人^(※2)

(内訳:身体423.0万人、知的126.8万人、精神614.8万人)

(内訳:身体99.5万人、知的66.9万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への 移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約29.6% 就労系障害福祉サービスの利用が約33.3%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和5年は約2.7万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約9.0万人
 - ・就労継続支援B型 約35.3万人
- (令和6年3月)

就労系障害福祉サービス から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,298人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍
10,920人/H26	8.5倍
11,928人/H27	9.3倍
13,517人/H28	10.5倍
14,845人/H29	11.5倍
19,963人/H30	15.5倍
21,919人/R1	17.0倍
18,599人/R2	14.4倍
21,380人/R3	16.6倍
24,426人/R4	19.0倍

26,586人/R5 20.6倍

企 業 等

雇用者数

約67.7万人
(令和6年6月1日)

※40.0人以上企業
※身体、知的、精神
(精神は手帳所有者に
限る)

ハローワークから の紹介就職件数

110,756件
※A型:29,081件
(令和5年度)

12,809人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,881人)

639人/年

特別支援学校

卒業生20,641人(令和6年3月卒)

就 職

就職 6,115人/年

就労支援事業所の利用について

- ・仕事内容は清掃作業、農作業、木工、食品製造、箱折り、工場下請け、販売等、事業所によって特徴があります。
- ・事業所での行事等があるところが多いです。
- ・食事はお弁当を職場で購入または各自持参するところが多いです。
- ・就労支援事業所は自主通所のところが多いですが、最寄り駅まで等の事業所送迎をしているところもあります。
- ・通所時間は9時代から16時代のところが多いです。開所日は平日基本で土曜日も月数回開所しているところがあります。
- ・B型の工賃は平均工賃1.5円万台ですが、事業所や各利用者の働き方によって変わってきます。A型は最低賃金以上の給与となります。
- ・本人のニーズに応じて複数の事業所を利用することも可能です。

大津圏域の就労支援の状況

* 事業所数

- ・生活訓練：6か所・就労移行支援：8か所・就労定着支援：5か所
- ・就労継続支援A型：7か所・就労継続支援B型:41か所

* 利用者数

- ・就労移行支援：137人・就労継続支援A型：211人
- ・就労継続支援B型：1,222人・就労定着支援：86人

* 課題

- ・就労継続支援B型の事業所は増えている一方で就労移行支援事業所が減っている。B型においては定員に満たない事業所も増えている
- ・就労選択支援事業の整備とアセスメントの在り方の検討
- ・大津市内での一般就労するための職場の開拓
- ・学齢期に不登校の状態であった方の卒業後の進路のあり方の検討

就労支援の役割

- ・「働くこと」を通して、成長することを支援
- ・「働くこと」により経済的安定を図ることができるよう支援
- ・「働くこと」を通して、社会の一員としての役割を果たし、多くの他者とのつながりをもてるよう支援

障害のある方の就労支援

- 障害のある人を保護の対象として捉える「福祉的就労」という概念に基づく支援は、極端な言い方をすれば、「与えられた仕事を障害のある人はこなせばよい」、「工賃が低くても仕方がない」という支援に陥る危険性があるのでないかと思います。
- 障害のある人を『働く主体者』へと発展させる。
- 「障害のある人たちの幸せは社会に溶け込むことにある」

池田太郎氏

生活介護事業所のタイプ

- ①中重度の知的障害の方がメインで、作業活動もしながら療育活動も展開しており、就労継続支援B型と多機能運営している事業所
- ②中重度の知的障害の方がメインで、作業活動と療育活動を展開している生活介護単独の事業所
- ③重度の知的障害や行動障害の方を中心に受け入れている生活介護の事業所
- ④重度重介護で重症心身障害の状態像の方を中心に受け入れている生活介護の事業所
- ⑤重介護の方を中心に受け入れている生活介護の事業所

生活介護事業所の利用について

- ・介護や常時の見守りなど、一定の支援が必要な障害者に日中活動を提供する施設です。
- ・生活介護は障害支援区分3以上（50歳以上の場合は 障害支援区分2以上）の方が対象となります。
- ・サービス内容は、食事や入浴、排泄などの介護や日常生活の支援、軽作業などの生産活動や創作的活動などを行います。また、外出や行事等もあります。
- ・開所日は基本平日で土曜日も月数回開所しているところもあります。お盆休みや年末年始の休みはありますが、学校に比較すると休みは多くないです。
- ・食事は給食の提供のところとお弁当を購入して二次調理をするところとあります。
- ・生活介護は送迎支援を行っています。個別送迎とバス送迎とあります。生活介護の通所時間は9時代から16時代のところが多く、10時までに自宅迎え、17時くらいまでに自宅送りする事業所が多いです。
- ・利用料は非課税世帯の場合は0円となりますが、食費等の実費がかかります。
- ・本人のニーズに応じて複数の事業所を利用することも可能です。

大津市の生活介護の状況

* 事業所数

- ・ 32か所（市外事業所含む）

* 利用者数

支給決定者：711人

* 課題

- ・ 定員に空きのある事業所もあるが、行動障害の方の受け入れが可能な事業所は職員体制や環境的に少ない状況。
- ・ 生活介護に通所しているが事業所の体制上で希望日数通えない人や本人の状況変化やミスマッチで通えなくなり在宅になっている方もいる。

行動障害とは

- 行動障害とは、もともとの障害ではなく、その人の状態のことを指すということです。状態ですので、良くなったり悪くなったりしますし、強度行動障害が現れたり消失することもあります。
- 強度行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れたり、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を毀壊する、大泣きが何時間も続くなど周囲の人々に影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。
- 行動障害とは、もともとの障害ではなく、その人の状態のことを指すということです。状態ですので、良くなったり悪くなったりしますし、強度行動障害が現れたり消失することもあります。
- 障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」を用いて判定し、一定の点数以上となる人（24点中10点）に対して手厚い支援が提供されることになっています。

「強度行動障害」に関する対象者の概要

「強度行動障害」とは

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

「支援の対象者」については

障害福祉サービスを受ける際に行う障害支援区分の調査に併せて把握する「行動関連項目」（障害児の場合は「強度行動障害判定基準表」）の合計点数が10点以上（障害児は20点以上）の場合に対して手厚い支援（下記の図参照）が提供される。

令和4年度に開催された「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」において、支援人材のさらなる専門性の向上、日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策、状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方等について提案された。

検討会報告も踏まえ、令和6年度報酬改定では、受入拡大や支援の充実の観点から、新たに行動関連項目18点以上（障害児は30点以上）の場合のより高い段階の加算や、状態が悪化した者に対するアセスメントや環境調整を行う「集中的支援」に係る加算を創設する等の対応を行った。

行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者 (国民健康保険団体連合会データ)

のべ122,525人（令和6年10月時点）



重度訪問介護※1
1,413人



行動援護
16,224人



短期入所 重度障害者支援加算Ⅰ※2 7,603人（内、18点以上※3 18人）
重度障害者支援加算Ⅱ 4,115人（内、18点以上※3 3人）
施設入所支援 重度障害者支援加算Ⅱ 26,301人（内、18点以上※3 205人）
重度障害者支援加算Ⅲ 8,479人（内、18点以上※3 19人）



共同生活援助

重度障害者支援加算Ⅰ※2 8,171人（介護型6,913+日中S型1,258）
(内、18点以上※3 49人（介護型49+日中S型0）)
重度障害者支援加算Ⅱ 7,154人（介護型6,167+日中S型987）
(内、18点以上※3 14人（介護型14+日中S型0）)



生活介護 重度障害者支援加算Ⅱ 21,173人
(内、18点以上※3 71人)
重度障害者支援加算Ⅲ 16,405人
(内、18点以上※3 38人)

障害児入所施設

重度障害児支援加算※4 福祉型 148人：医療型 0人
強度行動障害児特別支援加算 福祉型 加算Ⅰ：13人・加算Ⅱ：3人
医療型 加算Ⅰ：0人・加算Ⅱ：0人

児童発達支援

放課後等デイサービス 強度行動障害児支援加算 494人
保育所等訪問支援 強度行動障害児支援加算 I : 4,647人・加算 II : 89人
居宅訪問型児童発達支援 強度行動障害児支援加算 93人
強度行動障害児支援加算 0人

（※1）利用者の内、知的障害者の数（平成26年度からは、重度訪問介護についても、行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することが可能となっている）。

（※2）短期入所の重度障害者支援加算Ⅰ及び共同生活援助の重度障害者支援加算Ⅰには、区分6かつ、I類型(人工呼吸器)、II類型(最重度知的障害)、III類型(行動障害)が含まれるが、その内訳は不明。

（※3）中核の人材を配置し行動関連項目18点以上の者を支援した場合に算定。

（※4）障害児入所施設の重度障害者支援加算は主として知的障害児・自閉症児を入所させる場合であって、強度行動障害支援者養成研修終了者を評価する加算を算定している人数。

行動関連項目

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	1.日常生活に支障がない			2.特定の者であればコミュニケーションができる 3.会話以外の方法でコミュニケーションができる	4.独自の方法でコミュニケーションができる 5.コミュニケーションできない
説明の理解	1.理解できる			2.理解できない	3.理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
異食行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
多動・行動停止	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
不安定な行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
自らを傷つける行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
他人を傷つける行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
不適切な行為	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
突発的な行動	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
過食・反すう等	1.支援が不要	2.希に支援が必要	3.月に1回以上の支援が必要	4.週に1回以上の支援が必要	5.ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要
てんかん	1.年に1回以上			2.月に1回以上	3.週に1回以上
特記事項					

大津市の行動障害の方の状況

* 対象者

- ・ 行動点数10点～17点427名（うち者377名,児50名）

- 18点以上104名（うち者95名,児9名）

- ・ 行動援護の支給決定者数：401名

* 課題

行動障害の方を新規で受け止める通所事業所が不足している。特に北部地域。

- ・余暇の過ごしに関して、対応できるヘルプ事業所が限られており、希望通りに利用できない。

- ・レスパイトのためのショートステイの利用が職員体制等で希望通りに出来ない。

- ・住まいの場が必要になっても滋賀県内で受け入れ可能な場所がなく、県外の入所施設を探さざる得ない状況。

障害特性に応じた支援の4つのポイント

①物

- ・刺激の量や質の環境調整、物理的にわかりやすい、感覚過敏さへの対応

②時間

- ・時間の流れがわかりやすい環境設定

③コミュニケーション

- ・視覚呈示、利用者独特的表現理解

④人

- ・利用者の特性を理解したうえで日常を観察分析できるキーパーソン

日常の中での障害特性に応じた支援

- ・居場所を作る
- ・見通しを持たせる
- ・声かけは短く、同じ言い方で、ゆっくり、分かりやすく、具体的に。
- ・してはいけないことを伝えるだけでなく、何をしたらよいか伝える。
- ・信頼関係を作る
- ・実年齢に応じた接し方や対応
- ・実際に体験してもらう
- ・好きなものの提供と設定
- ・身体発散

重症心身障害とは ①

- ・「重症心身障害児（重症児）」という言葉が使用されるようになったのは1958年（昭和33）です。
- ・重症心身障害児施設入所対象選定基準（昭和38年 厚生省次官通達）
 1. 高度の身体障害があって、リハビリテーションが著しく困難であり、精神薄弱を伴うもの。ただし、盲またはろうあのみと精神薄弱が合併したものを除く。
 2. 重症の精神薄弱があって、家庭内療育はもとより、重症の精神薄弱児を収容する精神薄弱施設において、集団生活指導が不可能と考えられるもの。
 3. リハビリテーションが困難な身体障害があり、家庭内療育はもとより、肢体不自由児施設において療育することが不適当と考えられるもの。

重症心身障害とは ②

- ・『重症心身障害児施設支援とは、重症心身障害児施設に入所し、又は指定医療機関に入院する重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に対して行われる保護並びに治療及び日常生活の指導をいう。』（児童福祉法第7条7）
- ・医学的診断名ではありません。児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)です。

重症心身障害者の通所施設の歴史

- 1990年に重症児(者)通園モデル事業が、全国5施設で始まり、1996年から一般事業化されA型、B型として全国的に広がっていきました。
- 滋賀県では、1989（平成元）年10月に第二びわこ学園での通園試行事業が開始。1991、第一びわこ学園のに、草津市単独事業の重度障害者通所療育事業が開所。
- 1992（平成4）年長浜で湖北通園が在宅重度障害者通所生活訓練援助モデル事業（県単独事業）として誕生。1994年には、大津通園・彦愛犬通園が、翌1995（平成7）年には東近江通園が開設することになりました。
- その後滋賀県の各圏域で重症心身障害者の通所施設が整備されていきました。

自己決定と意思決定支援の重要性

- ・『自己決定支援の過程の中で、本人参加が求められます。また意思判断力の低下している方々の一連の自己決定支援には、協働自己決定が必要となります。本人および本人の声を中心に、支援者が自己志向、意思決定を支援していき、本人の参加を促しながら、自己決定を確認していく過程の積み重ねが求められています。』 氏田照子氏

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

I 趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 今般、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするもの。

II 総 論

1. 意思決定支援の定義

意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

2. 意思決定を構成する要素

(1)本人の判断能力

障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。

(2)意思決定支援が必要な場面

① 日常生活における場面

例えば食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的生活習慣に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。

日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

② 社会生活における場面

自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームや一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

体験の機会の活用を含め、本人の意思確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者、家族や成年後見人等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、より制限の少ない生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

(3)人的・物理的環境による影響

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

3. 意思決定支援の基本的原則

- (1)本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。
- (2)職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。
- (3)本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら障害者の意思及び選好を推定する。

4. 最善の利益の判断

本人の意思を推定することがどうしても困難な場合は、関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断せざるを得ない場合がある。最善の利益の判断は最後の手段であり、次のような点に留意することが必要である。

(1)メリット・デメリットの検討

複数の選択肢からメリットとデメリットを可能な限り挙げ、比較検討して本人の最善の利益を導く。

(2)相反する選択肢の両立

二者択一の場合においても、相反する選択肢を両立させることを考え、本人の最善の利益を追求する。(例えば、食事制限が必要な人も、運動や食材等の工夫により、本人の好みの食事をしつつ、健康上リスクの少ない生活を送ることができないか考える場合等。)

(3)自由の制限の最小化

住まいの場を選択する場合、選択可能な中から、障害者にとって自由の制限がより少ない方を選択する。また、本人の生命・身体の安全を守るために、行動の自由を制限せざるを得ない場合でも、他にないか慎重に検討し、自由の制限を最小化する。

5. 事業者以外の視点からの検討

事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。本人の家族や知人、成年後見人、ピアサポートー等が、本人に直接サービス提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

6. 成年後見人等の権限との関係

意思決定支援の結果と成年後見人等の身上配慮義務に基づく方針が齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスに成年後見人等の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

1. 日中活動プログラムの選択に関する意思決定支援

重度の知的障害があり、言葉で意思を伝えることが難しいAさんが、生活介護事業所を利用することになった。生活介護事業所のサービス管理責任者は、Aさんの日中活動プログラムをどのように考えたら良いか悩んでいた。そこで、Aさんの日中活動を決めるために、意思決定支援会議を開くことにした。意思決定支援会議には、Aさんと家族、Aさんをよく知る学校の先生、移動支援事業所の支援員、生活介護事業所の担当職員、Aさんを担当する相談支援専門員が参加し、サービス管理責任者が意思決定支援責任者となって会議を進めることになった。

意思決定支援責任者は、会議の参加者にAさんの日頃の様子から読み取ることができる意思や好み、それらを判断するための手がかり等の情報を報告してもらった。Aさんは、家族や顔見知りの人がいるため、安心しているように感じられた。家族からは、Aさんが祖母にかわいがられて育ち、祖母が得意だった饅頭作りをうれしそうに一緒にしていたことや、沢山作った饅頭を近所に配ることにも付いていき、人から喜ばれるうれしそうだったこと等が話された。学校の先生からは、Aさんは友だちと関わることが好きだったことや、静かな音楽を好んで聴いていたこと、紙に絵の具で色を塗ることが好きで、机に向かって集中して取り組んでいたが、ペットボトルキャップの分類のような作業的なことはすぐに飽きてイスから立ち上がってしまったことが話された。移動支援事業所の支援員からは、Aさんは森の中を散歩して、鳥のさえずりを聞くと耳を澄ましてうれしそうにしているが、人混み等雑音が多い場所は苦手なようで表情が険しくなったり、イライラした感じになったりしてしまうことが話された。

意思決定支援責任者は、これらの情報を整理し、日中活動のプログラムを検討した。その結果、まずはAさんにとって生活介護事業所が居心地の良い場所であることを知ってもらうため、Aさんの日中活動を、静かな音楽が流れる部屋でパンやクッキー、饅頭を作る活動や、紙と絵の具でペインティングする活動、森の中の散歩道を鳥のさえずりを聞きながら数人で歩く活動等から始めることとし、また、こうした日中活動の中でのAさんの表情に注目し、Aさんの意思表示の手がかりを記録に残し、今後の意思決定支援のための情報を蓄積することとなり、意思決定支援計画と個別支援計画を一体的に作成した。また、これらの取組を行ってから3ヶ月後に、見直しのための会議を開くこととした。

自己決定や自己選択をするために

- ①必要な選択肢を経験認識していることが必要
- ②選択するという権利が必要
- ③本人が自由に自分の思いを表現できる状況が必要。
- ④自分は障害者だから、そんなことは希望してはいけないという諦めに対する精神的及び実際の支援が必要。

通所施設の役割

- 1. 日常生活の基盤を支える機能
 - ・日常生活を維持し安定を図る
 - ・見守り、相談援助、危機介入等
- 2. 地域での生活の質の向上のための機能
 - ・生活環境改善・維持
 - ・自分らしい生活スタイルを維持するための支援
- 3. 社会活動、自己実現のための活動参加への支援の機能
 - ・社会活動参加に関する情報収集、相談等
 - ・ボランティアとの連携、関係作り
 - ・活動場面での付き添い支援等
- 4. 育成・訓練ニーズに対する支援の機能（開発的機能）
 - ・家族関係の調整、地域との関係作り
 - ・他の専門職、専門機関との連絡調整

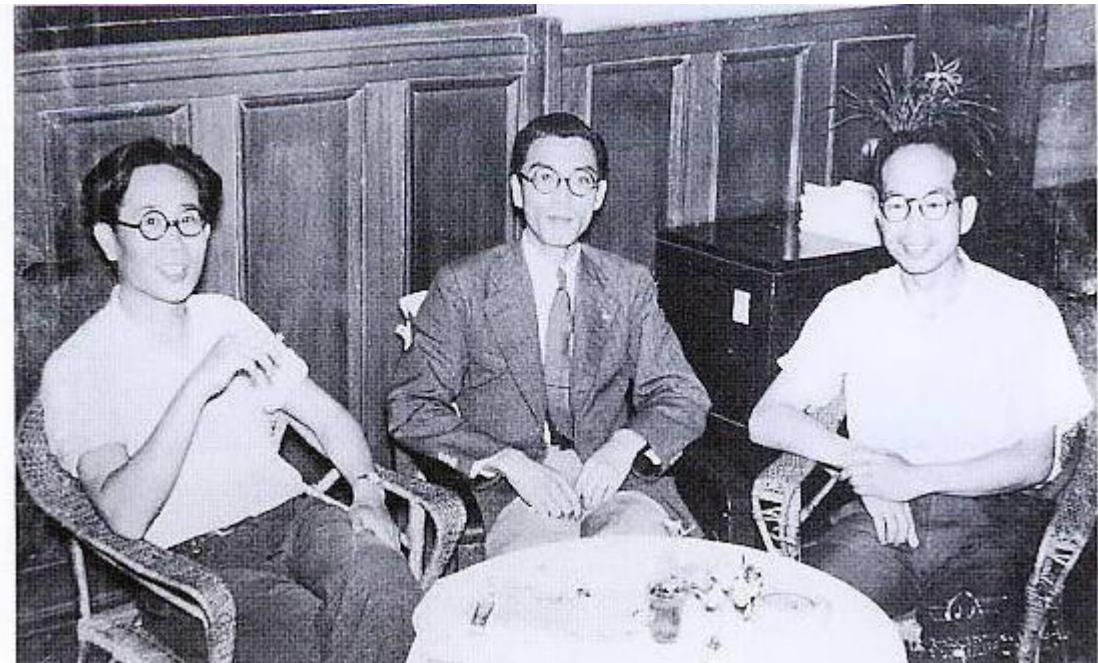
家族と施設との連携の重要性

- 養護学校卒業後、新たなチャレンジが始まる
 - ①進路先の施設に入っても、合わないことも・・・（ミスマッチ）
 - ②施設は、数日間の実習で受け入れを決めている

- 日中施設（一般就労先）と家族との連携
 - ①本人の気持ちの代弁者は、家族である
本人のQOLをどう保証していくのか・・・
 - ②地域の資源をいかに活用するか（インフォーマルの視点）
施設に多くを求めて、難しい現状もある。だから連携が必要

糸賀一雄・池田太郎・田村一二

- ・糸賀一雄：1946年に「近江学園」を大津市南郷に創設
- ・1963年には西日本発の重症心身障害児施設「びわこ学園」を大津市長等に創設。
- ・池田太郎：1952年信楽寮（信楽学園）を設立。
- ・田村一二：一麦寮を創設。さらに「茗荷村」の構想を練り上げる。



糸賀一雄の言葉

「この子らはどんな重い障害をもっていても、だれと取り替えることもできない個性的な自己実現をしているものである。人間と生まれて、その人なりに人間となっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。私たちの願いは、重症な障害をもったこの子たちも立派な生産者であるということを、認め合える社会をつくろうということである。」

池田太郎の言葉

障害者の「4つの願い」

- 1) 私も働きたい
- 2) 無用の存在ではなく有用の存在と思われたい
- 3) みんなと一緒に暮らしたい
- 4) 楽しく生きたい、

田村一二の言葉

- ・「傍(はた)の人まで楽しくさせる行為= はた楽だ」